

平成30年6月理事会議事録

- 1 開催日時 平成30年6月25日（月） 15時00分 ～ 16時56分
- 2 場 所 社会保険診療報酬支払基金本部
- 3 出席者
- |                   |         |
|-------------------|---------|
| 理 事 長             | 伊 藤 文 郎 |
| 専 務 理 事           | 三 好 昌 武 |
| 公 益 代 表 理 事       | 清 谷 哲 朗 |
| 同                 | 阪 本 勇 三 |
| 保 険 者 代 表 理 事     | 高 橋 直 人 |
| 同                 | 河 本 滋 史 |
| 同                 | 鳥 海 孝 治 |
| 同                 | 北 原 省 治 |
| 被 保 険 者 代 表 理 事   | 木 暮 弘   |
| 同                 | 吉 田 直 浩 |
| 同                 | 伊 藤 彰 久 |
| 診 療 担 当 者 代 表 理 事 | 中 川 俊 男 |
| 同                 | 太 田 照 男 |
| 同                 | 牧 野 利 彦 |
| 公 益 代 表 監 事       | 木 内 充   |
| 保 険 者 代 表 監 事     | 内 田 好 宣 |
| 被 保 険 者 代 表 監 事   | 田 中 伸 一 |
| 診 療 担 当 者 代 表 監 事 | 小 松 満   |
| 常 任 顧 問           | 助 川 正 博 |
| 参 与               | 安 部 好 弘 |
- 4 議 題
- 1 議 事
- (1) 平成30事業年度社会保険・税番号制度会計事業計画及び収入支出予算の変更（案）
  - (2) 平成29事業年度事業状況及び決算（案）
    - ア 一般会計
    - イ 社会保険・税番号制度会計
    - ウ 後期高齢者医療特別会計等
  - (3) 理事会の議事録の取扱い（案）
- 2 報告事項
- (1) 本部監事監査結果報告

- (2) 青森支部監事監査結果報告
  - (3) 平成29年度診療報酬等確定状況（平成29年4月診療分～平成30年3月診療分）
  - (4) 平成29年度の審査状況（平成29年5月審査分～平成30年4月審査分）
  - (5) 平成29年度特別審査委員会の取扱状況（平成29年5月審査分～平成30年4月審査分）
  - (6) 6月期末手当及び勤勉手当
- 3 定例報告
    - (1) 平成30年4月審査分の審査状況
    - (2) 平成30年6月審査分の特別審査委員会取扱状況
  - 4 その他

## 5 議事内容

### （理事長）

ただいまから理事会を開催する。

議事録署名者を吉田理事、牧野理事にお願いする。

本日の理事会は、被保険者代表の木村理事、診療担当者代表の松本理事が欠席である。

この結果、本理事会は、理事会の構成員である理事長及び理事の総数16名のうち、14名の出席を確認したので、支払基金定款第21条第1項に規定する定足数を満たしており、本理事会が成立することを申し添える。

議題に入る前に、6月18日（月）に発生した大阪北部地震の状況について、専務理事から報告する。

### （専務理事）

去る6月18日午前7時58分に発生した、大阪府北部を震源とする震度6弱の地震に関連する状況を報告する。

被害状況であるが、地域に属する医療機関、健康保険組合等から被災の報告は受けていない。

近畿2府4県の支払基金職員、医療顧問、審査委員については、大阪支部において、打撲を負った職員が1名いたが、全員の無事を確認している。

設備面に影響があった支部は、大阪、京都及び兵庫で、奈良、滋賀、和歌山の各支部には影響がなかった。大阪支部は、職員の業務スペース及び歯科審査委員会室の天井の一部が剥落したほか、別館との渡り廊下のジョイント部分にも損傷等が認められた。また、京都支部及び兵庫支部においても廊下などに一部亀裂が生じた状況である。これらについては、安全確

保の観点から早急に修繕が必要と判断し、早急に対応したい。

なお、大阪支部では審査委員用のパソコン約15台が転倒したが、20日から開催した審査委員会の業務に支障なく稼働している。他府県においても審査事務、審査委員会の開催に影響はない。

また、診療報酬等の納入支払への影響も生じていないことを報告する。

基金本部では、地震発生直後に災害対策本部を設置し、被災・被害状況の確認、情報チャンネルの一本化、数日後に幹部現地調査等の対応を行った。

今回の大阪北部での地震においては、支払基金の被害は軽微であるが、大阪府下で5名の方が亡くなり、約400名の方々が負傷という甚大な影響が出た。被害に遭われた方や家族に謹んでお悔やみ、お見舞いを申し上げます。

(理事長)

議事(1)「平成30事業年度社会保障・税番号制度会計事業計画及び収入支出予算の変更(案)」については、オンライン資格確認等に関する事項であり、事業計画及び予算の変更(案)の説明に先立ち、厚生労働省から説明することとしているが、まず、本日の議題の趣旨等を事務局から説明する。

(事務局)

本件については、前回の理事会で厚生労働省の説明に対して質疑や指摘が行われた。その後、厚生労働省及び支払基金において、関係方面に説明を行った結果、今後の進め方について、ある程度了解が得られたと理解しており、本日、厚生労働省から説明した上で了解をいただければ、その後、支払基金に関する予算関係の審議をお願いしたいという趣旨である。

-----厚生労働省から資料説明-----

オンライン資格確認等について、データヘルス改革における位置付け、オンライン資格確認等の全体像(イメージ)、特定健診データ・医療費・薬剤情報等の照会・提供サービスのイメージ及び今後の進め方を厚生労働省から説明。

(保険者代表理事)

いろいろな場で何度も述べているが、まだ詰めて欲しい課題が多々あるので、きちんと詰めていただきたい。

個々の保険者と話をすると、マイナンバー制度の情報連携がある種のト

ラウマとなり、今回の件は本当に大丈夫なのかという声が多い。そういう意味でも、詰まりきらない部分があれば、全体のスケジュールを遅らせるぐらいの覚悟をもって進めていただきたい。

(保険者代表理事)

今後の進め方について、「関係者から構成される検討の場を設け、順次、結論を得る。」と書いてあるが、最後は誰かが費用を負担する必要がある、関係者が非常に多い中で、きちんと関係者の足並みが揃うような法律的なフレームを作らないと崩壊する可能性がある、よく考えていただきたい。

(診療担当者代表理事)

円滑な導入に向けた検討の場を構成する関係者には、被保険者の方の記載がないが入っていただくべきではないか。

(厚生労働省)

個別に固有の方を入れていくかどうかは別として、特に、特定健診情報等に係る閲覧画面のイメージは、一般の患者の方の意見も必要だろうと考えており、何らかの形で被保険者の方の意見を聞けるよう考えていきたい。

(被保険者代表理事)

閲覧画面のイメージについては、既に民間のPHRサービスを利用しているところもあれば、一方で全く利用できていない人も多くいる中で、費用をかけてメリットある内容の情報がとれる仕様にすることに意味があると思うので、是非そういうところには被保険者の目線を何らかの形で取り入れていただきたい。

(被保険者代表理事)

資料に記載されている本人同意というのはどういう意味か。本人が嫌だと言ったら拒否できるのか。

また、説明を聞いている限り、PHRのためにあるように聞こえたが、本来はそういう話ではないと認識しているので補足していただきたい。

(厚生労働省)

患者の特定健診データや薬剤情報を医療機関又は薬局の方が見るには、患者の了承を得ることは必要であり、そのために例えばマイナンバーカードによる確認を行うことが、一種の同意の形だろうと考えられる。主治医や薬局の薬剤師にデータを見てもらうための本人確認という意味で考えて

いる。

また、今回のデータヘルス改革においては、オンライン資格確認とPHRという二つの要素がある。オンライン資格確認に関しては、患者が医療機関を受診した際、保険証の被保険者番号又はマイナンバーカードのICチップを読み取って資格確認を行う。

今回のシステムでは、医療機関が診療報酬請求のために送付したレセプトについて、被保険者資格を支払基金のシステムで確認し、正しければ保険者に請求し、違っている場合は正しい保険者に付け替えて請求する機能も設けたい。

したがって、保険者にとってオンライン資格確認のシステムは、PHRのためだけではなく、大きく業務の効率化につながると考えている。

(被保険者代表理事)

2点目の質問については理解したが、1点目については、マイナンバーカードがなければ受診できなくなるのか。

(厚生労働省)

受診できないのではなくて、患者の特定健診や薬剤情報のデータそのものを閲覧するには、患者本人の同意が必要だろうと考えている。

(被保険者代表理事)

データそのものも同意が必要ということが理解できない。

(厚生労働省)

特定健診や薬剤情報は医療情報であるので、保険者が第三者に提供するには本人の同意が必要になる。

この仕組みは、本人が保険者に照会するところを、医療機関が本人に代わって保険者に照会し、保険者が医療機関に提供するという形になる。

こうした照会を医療機関が行うことへの本人同意の確認が取れているということが、オンライン資格確認と合わせて行う場合の仕組みとして考えられる。この本人の同意の取り方については、今後関係者と協議をしていくが、できるだけ現場の負担がなく、かつ、きちんと安全に適切に行える仕組みを検討したいと考えている。

(被保険者代表理事)

医師に診察してもらう際に、自分のレセプトを医師から自分の保険者に照会することについて、本人の同意が必要だと理解したが、それでよいか。

(厚生労働省)

はい。

(保険者代表理事)

資料には、「運営コストを縮減し保険者のトータルの負担の軽減を図る。システム開発コストは国が負担する。」と書いてあり、全体コストは保険者が負担する前提になっているが、こちらは認めていない。なぜ保険者が負担するのかをよく詰めて、きちんとフレームを作って欲しい。保険者のためにやるから当たり前という前提で来られたら揉めることになるので、よろしく願います。

(理事長)

厚生労働省からの説明は以上とし、厚生労働省には、本日出された意見を踏まえ、更に細部の検討をお願いします。

(厚生労働省退室)

(理事長)

「平成30事業年度社会保障・税番号制度会計事業計画及び収入支出予算の変更(案)」について、事務局から説明する。

-----事務局から資料説明-----

「平成30事業年度社会保障・税番号制度会計事業計画及び収入支出予算の変更(案)」について、事務局から事業計画に追加する事業内容及び収入支出予算の変更額を説明。

-----

(保険者代表理事)

これは一般会計とは別の会計という整理か。一般会計の中で勘定を区切ったという意味か。

(事務局)

一般会計の中でも、補助金を受け入れて行う部分は、別勘定で経理するという形にしている。

(保険者代表理事)

予算が上がっているが、この勘定を設けるといふ議決はいつしたのか。

(常任顧問)

一般会計の中ではなく、国からの補助金による事業であるので専用に作った会計である。

(保険者代表理事)

それは事務局で作ったのか、理事会で議決したのか。

(事務局)

社会保障・税番号制度会計であり、現在の中間サーバーの準備をする段階で、議決をいただき立ち上げた準備勘定である。

(理事長)

他に質疑がなければ、原案のとおり決定することとしてよろしいか。

(異議なし)

(理事長)

異議なしと認める。

次に、議事(2)「平成29事業年度事業状況及び決算(案)」の「ア 一般会計」の事業状況及び決算、「イ 社会保障・税番号制度会計」並びに「ウ 後期高齢者医療特別会計等」について事務局からそれぞれ説明する。

なお、各会計の説明の後、議題2の報告事項の(1)「本部監事監査結果報告」について監事から報告を行い、その後に、一括して質疑・意見等を承る。

-----事務局から資料説明-----

一般会計に係る平成29事業年度事業状況を報告の上、一般会計(事業費勘定、事務費勘定、高齢者医療制度円滑導入勘定、社会保障・税番号制度勘定)について、損益計算書、貸借対照表、収入支出内訳及び収入支出予算と決算内訳を説明。

その後、社会保障・税番号制度会計に係る平成29事業年度事業状況を報告の上、社会保障・税番号制度会計(社会保障・税番号制度準備勘定、社会保障・税番号制度共済準備勘定)について、損益計算書及び貸借対照表を説明。

引き続き、後期高齢者医療特別会計(事業費勘定、事務費勘定)及び前期高齢者特別会計(事業費勘定、事務費勘定)について、損益計算書、貸借対照表、収入支出予算と決算内訳及び収入支出内訳を説明。

-----

(公益代表監事)

6月7日、8日に本部監事監査として、平成29事業年度決算監査及び業務に関する監査を実施した。

決算監査の結果として、一般会計ほか各会計の事業状況報告書は法令及び定款に従い、社会保険診療報酬支払基金の状況を正しく示しているものと認められる。また、各会計における財産目録、財務諸表及び附属明細書は、規程等に従い適正に処理されていると認められる。更に、監査法人の監査方法及び結果も相当であると認められる。

業務に関する監査は、本部の各部室が所管する業務について、適切に取り組んでいることを確認しているが、指摘として、部室をまたがる課題を把握し解決していく点について、今後、態勢を整備して積極的に対応いただきたい。特に、リスク管理・コンプライアンスは、組織横断での取組が必要という認識である。

また、業務の効率化・改善という点に関しては、常に見直しを図れる仕組みを作り、改革をやり切れる態勢を整備してもらいたいという指摘を行っている。

(理事長)

平成29事業年度の各会計事業状況及び決算について、質疑・意見等があれば承る。

(質疑・意見等なし)

原案どおり決定することとしてよろしいか。

(異議なし)

異議なしと認め、原案どおり決定する。

ただいま議決した各事項については、法令の定めるところにより、厚生労働大臣あて所要の手続きを取り進めることとする。

なお、事業状況及び決算については、支払基金のホームページに掲載するほか、各支部において閲覧できるように備えておくこととする。

次に、議事(3)「理事会の議事録の取扱い(案)」について、事務局から説明する。

-----事務局から資料説明-----

理事会の議事内容の公開に関する取組に関し、取組の趣旨、具体的な取組内容・手続、理事会申し合わせ(案)の概要、想定する議事録の作成・

公表の流れ、理事会資料の取扱い及び実施時期を説明。

---

(理事長)

本件について、質疑・意見等があれば承る。

(質疑・意見等なし)

原案どおり決定することとしてよいか。

(異議なし)

異議なしと認め、原案どおり決定する。

次に、報告事項(2)「青森支部監事監査結果報告」について、監事から報告する。

(公益代表監事)

5月31日に実施した青森支部の監査結果について、おおむね適切に業務運営が実施されていると認められる。

個別には、庶務・経理関係では、全体的にきめ細かく管理できているが、少人数で適切な業務を行っていくために、仕事を見直し効率化を図ること。業務・審査関係では、個人別実績表を活用しPDCAサイクルを確実に回すことや、引き続き審査委員とのコミュニケーションの強化を図り、成果につなげていくこと。

また、事故・誤処理の関係では、最終確認者の確認不足による誤送付があるので、原因を深掘りした上、対策を検討することについて指摘を行った。

(理事長)

次に報告事項(3)「平成29年度診療報酬等確定状況」及び報告事項(4)「平成29年度の審査状況」について、事務局から報告する。

---

-----事務局から資料説明-----

平成29年度診療報酬等確定状況（平成29年4月診療分～平成30年3月診療分）及び平成29年度の審査状況（平成29年5月審査分～平成30年4月審査分）を報告。

---

(理事長)

次に報告事項(5)「平成29年度特別審査委員会の取扱状況」について、事務局から報告する。定例報告については、説明を省略するので、配布資料を後ほど確認願いたい。

-----事務局から資料説明-----

平成29年度特別審査委員会の取扱状況（平成29年5月審査分～平成30年4月審査分）を報告。

(理事長)

次に、報告事項(6)「6月期末手当及び勤勉手当」について、事務局から報告する。

-----事務局から資料説明-----

6月期末手当及び勤勉手当の対応状況を報告。

(被保険者代表理事)

要望であるが、これから支払基金でいろいろな改革を取り組む上で、従業員の努力、協力が必要である。国家公務員と同様の支給月ということであるが、別に決まりごとではないと思うので、そういったところを配慮しながら、きちんと協議をしていただければと思うのでよろしく願います。

(理事長)

要望として承る。他になければ、次に、「その他」として「審査事務の集約に向けた実証テストの実施状況」について、事務局から報告する。

-----事務局から資料説明-----

審査事務の集約に向けた実証テストについて、6月から実施している1組目（福島支部の審査事務等を宮城支部へ集約）の実施状況を報告。

(理事長)

特に質疑等がなければ、本日の理事会を閉会する。次回の理事会は、7月30日（月）午後3時から、この場所で開催する。

平成30年6月25日

理 事 長 伊 藤 文 郎

被 保 険 者 代 表 理 事 吉 田 直 浩

診 療 担 当 者 代 表 理 事 牧 野 利 彦